ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050の見直しについて

【見直しの基本的な枠組みについて】

1 背景

- ① 震災・福島第1原発事故後のエネルギー事情の変化
- ← 原子力発電所を代替する火力発電所の稼働量増加によりCO2排出量が増加中
- ② 国の政策見直し
- ← 民主党政権下でのエネルギー・環境戦略の議論、自由民主党政権下での議論
- ③ ナビの中間見直し(当初2014)
- ← 策定当初に、計画期間2009~2020の中間年である**2014年度に見直す**(1年前倒し)
- ④ 目標設定型排出量取引制度の第2計画期間の準備
- ← 2015年度に開始する**第2計画期間の削減目標設定の前提**とする

2 見直しの主な項目

- ① 目標値(⇒電力排出係数)
- ② 施 策(⇒スクラップ&ビルド⇒バージョンアップ)

3 勘案すべき要素

- ① **温室効果ガス排出量の動向**(←電力起源のCO2排出量の増加)
- ② 現行ナビの施策の進捗状況とその効果
- ③ 県の政策の方向性(←エコタウンプロジェクト)
- ④ 国の政策の行方
- ⑤ 震災後の県民・企業の意識(←県の意識・行動調査)
- ⑥ 国の計画策定マニュアルの改定
- ⑦ 他都道府県・政令指定都市の動き

4 見直しの体制

- ① 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会(有識者)
- ⇒ 意見・提言をいただき、最終的に知事が決定
- ② 地球温暖化対策推進委員会(庁内)

5 概ねのスケジュール(⇒作業状況や国の検討状況により多少前後する可能性あり)

- H25. 2. 1 専門委員会① ナビの趣旨、ナビを取り巻く状況報告
- H25. 3.28 専門委員会② 現行ナビの評価・総括
- H25.5 専門委員会③ 対策の方向性
- H25.6 専門委員会④ 対策の基本的方向
- H25.8 専門委員会⑤ 主な施策の方向性、目標設定案、見直し案(叩き台)
- H25.9 【見直し案】作成⇒議会報告、環境審議会諮問、県民コメント
- H25.11 専門委員会⑥ 【**見直し案(修正版)**】
- H26.2 【見直し案(最終版)】作成⇒議会報告、環境審議会答申
- ※ 国の最終的な方向性が見えた段階で策定する。

【ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)】

1 策定年月

- 2009(平成21)年2月
- ← 埼玉県地球温暖化対策地域推進計画(2004(平成16)年3月策定)を見直し

2 計画期間

- 2009(平成21)~2020(平成32)年度(12年間) ※当初2014年度に中間見直し予定
- 3 計画の位置付け
- 地球温暖化対策推進法第20条の3第3項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」

4 目指すべき将来像

- およそ2050年に「再生したみどりと川に彩られた低炭素な田園都市の集合体」をめざす
- 5 温室効果ガスの削減目標
- 2020(平成32)年に2005(平成17)年比で▲25%削減
- 6 温暖化対策の7つのナビゲーション
- 7つの分野で対策を推進
- I 低炭素型で活力ある産業社会づくり
- Ⅱ 低炭素型ビジネススタイルへの転換
- Ⅲ 低炭素型ライフスタイルへの転換
- IV 低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換
- V 低炭素で潤いのある田園都市づくり
- VI 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO2吸収源対策)
- VII 低炭素社会への環境教育の推進

7 重点施策

- 早期に取り組むべき7つの重点施策
- I 目標設定型排出量取引制度の創設

県が目標を設定し、罰則はないが各事業者ごとの取組状況を毎年HPで公表する

- Ⅱ 建築物の環境性能向上
 - 一定規模以上の建築物の新築又は増築等をしようとする者は環境配慮計画を作成し知事に提出。県は当該建築物の評価を公表
- Ⅲ 自動車交通の環境負荷低減
 - 一定台数以上の自動車を使用する事業者に対する低燃費車の導入義務、自動車地 球温暖化対策計画の作成・提出義務
- IV エコライフDAYやエコポイント制度の普及促進
 - チェックシートを使用した1日省エネ・省資源の実践
 - 二酸化炭素排出削減に対し、インセンティブを付与するエコポイント制度の構築
- V ビジネススタイル・ライフスタイルの見直し
- VI 太陽光発電の普及拡大
- VII みどりと川の再生